

2023年6月22日：令和5年6月定例会（第3日） 本文

◎藤木卓一郎君（拍手）登壇＝おはようございます。二年と半年ぶりにこの壇上に帰ってまいりました。令和三年の二月定例会議会における代表質問をさせていただいてからのことでございます。

やっぱりこの席は特別であります。佐賀県意思決定機関である私たち、そして、行政の最高責任者が交わるクロスポイントがここにあります。マスコミが注視する中、今、ユーチューブでの配信ということにもなれば、数百人、数千人の人たちがこの壇上でのやり取りを、県民が、また、県内外の人達が見ていると想像して、ここでの発言のやり取り、その重みというものを感じています。大変名誉ある席に、改めてこの席に来させていただいた多くの県民の皆様方に心から感謝を申し上げたいと思っています。

先ほどから大変楽しく、夢のある元気な話が続いておりましたけれども、私の質疑はいたって生真面目な話でございます。しっかりと自分なりの思いを伝えさせていただきたいと思っておりますので、簡潔明瞭なよい答弁を期待しながら話をさせていただきます。

まず一つ目、知事の政治姿勢についてということであります。

知事と議会との関係についてお伺いいたします。

今回改めて県議選を戦わせていただきましたが、選挙区内の皆様に限らず、もう本当に多くの方にお世話になりました。

知事選挙の際も知事に対し、みんなが頑張ってくれたのでしようが、私もその一人でしたけれども、私どもも選挙区が小さい分、余計に熱く、燃えて燃えて協力してくださったと思います。そして、その応援者の皆さんの思いは分かりやすく、必要なときは予算の在り方に対し、または制度の在り方に対して、県執行部にしっかりと物を言って実現してほしいということではなかったかと思っております。それが当選者三十七人、一人平均六千票だったとして、二十二万二千人の意思であり、実際は無投票も多かったもので、そんな数にはなりませんけれども、しかし、そんな思いや期待を背負った議会人が今ここに勢ぞろいして議会活動に取り組んでいます。

議会の権威と実力は有権者の、そして、納税者の熱い意思に裏づけられており、上級生だろうと一期生だろうと、年配者だろうと年少者だろうと、ひとしくその発言や行動は極めて重く受け止めるべき価値があるものでございます。そういった議会と知事の関係についてお伺いしたいということでございます。

知事と議会との関係については、これまで複数の議員が質問されております。特にこの頃では令和四年二月定例会議会において、木原議員が私と同様の観点から質問されております。それは佐賀空港の自衛隊使用要請に関してのことでございます。県からの覚書付属資料の変更申入れに対する有明海漁協の回答文書を携えて、知事が当時の岸防衛大臣に面会されたときのことであります。

このことについて、当時、この防衛大臣との面会に当たり、つまり、数年にわたって議論し、決議もあり議論したその一つの結論を岸大臣という所管の大臣に回答を伝えに行くという場面のことであります。

その際、知事から、当時、議長であった私をはじめ議会に対して十分な情報提供がなかったという事実に対して、新聞で知ったということですかね。木原議員からは事の大きさにおいて、議会人として到底看過はできない。知事は議会のことを車の両輪と表現するのであれば、議会に対して当然情報を共有しながら、特にこのような県政の重要課題に対しては十分に配慮して県政運営を行うべきと述べられ、知事の見解を問われたことがありました。

これに対して知事は一生懸命答弁してくださっておりますが、大きく三点答弁されております。

一点目は、知事と議会との関係の在り方について、それは知事と議会とは一定の距離を保つことがないと、議会のチェック機能がきかなくなるおそれもあると語っておられます。私はそうではないと思います。深く意見交換が必要な場合は、議会のチェック機能を果たすためにも決してなれ合うということではなくて、根回しをされるということではなくて、時として交わるような距離感も必要であるはずで。

二点目は、議会への説明についてです。

日々、法令や議会の議決に基づき、自治体が担う様々な事務を自らの判断と責任において執行させていただいております。そうした事務の執行について、議決機関であります議会に事前に話をしなければならぬとは考えておりませんと答弁されましたが、これについても、私は全く同意ができない。何も全ての事務の執行について議会に対して事前の説明が必要ということではなくて、県政の転換点、県政の転換となるような重要な事務の執行に際しては、県民から全面的な負託を受けている議会人に対して、少なくとも、議長団、必要な関係者等には丁寧な事前の説明があつてしかるべきはずです。この質問に対して、知事から今申し上げたような私の認識と異なる答弁がされたことに、議長席から聞いていて、とても残念に感じましたし、憂慮を覚えました。

そして、約一年前にこのような質疑があつた中で、前回の議会について県立大学設置という非常に重要な案件についても、また同じことが繰り返されたんだと思います。あのときは知事選の公約を発表する少し前、時間にして二、三分、四、五分というところでしょうか、後から分かったことなんですけれども、総額二百億円もの、実際それは想定の話ですけれども、総額二百億円もの予算規模になる可能性があるもの。後に永続的に一般会計から支出をし続けることになる新しい設備の設置について、議長であつた私に対し、何ら資料もなく、ほぼ立ち話で、しかも、その後何ら説明もなかったことは逆に我が身の不徳、私に力がないからなんだらうと、我が身の不徳を恥じながらも、事前に丁寧な説明があれば、私も提出の在り方、議会に対する説明の在り方等についても御助言できたし、議会の混乱ももう少し少なくて済んだかもと大変残念な、悔しい思いをしたことをこの頃のように覚えています。

三点目は、議決機関として議論、審議いただくタイミングでは議会から問われれば適切な時期を捉えて誠実にお答えしますとの答弁がありました。

しかし、実際問題、県民の代表である県議会議員が年四回の本会議において、議会壇上、つまりこの場に立って質問できる時間は最大会派の自民党の場合、通常年一回しかありません。極端に言うと、四年で四回、議長においては壇上に立つことすらできません。これでは知事御自身のしっかりとした説明を聞くことは物理的に極めて難しいと言わざるを得ないのが実情でございます。

そこでまとめに入りますが、地方自治法の権限をもってしても、議会は知事・執行部の協力なくして適切に調査権や議決権を行使できない存在であり、知事・執行部もまた議会の協力なくしては適切に予算の執行権を行使できない存在であるはず。もとはといえば人様のお金、県民、国民みんなの貴重なお金です。よく理解できない書面には印鑑は押せないし、印鑑のない書面を前提に予算を使うことはできません。当然のことです。そういった意味では、私ども両機関は相互に補完的な関係であり、何より私ども議会は行政の正当な監視機関であります。だからこそ、本会議以外で、必要に応じて多額の予算を講じるに至る背景や効果、制度設計をする理念や考え方といったこと等について、議長団をはじめその時々において必要な議員に対して、知事自らが今後丁寧かつ詳細な説明を行って理解を求めていくべきだと思うのですが、この点について知事の見解をお伺いしたいと思います。

二点目、副知事の役割についてです。

議長在任中、県の政策的な調整は政策部長や副部長が担っておられ、議会担当の副知事である坂本副知事とはほとんど意見調整をするということはありませんでした。SAGAアリーナ建設に伴う六十億円もの増額補正や「誓いの鐘」の設置のときのように、議会と知事・執行部にそごが生じて、議会運営に多少の混乱を来すことがあれば、本来であれば議会運営委員会にオブザーバーとして参加されている副知事が知事の名代として前面に立って、議長団をはじめ議会そのものと調整を図るべきかと思えます。

知事、副知事がそれぞれの役割を適切に果たしながら、議会との信頼関係に基づきつつ、緊張感を持った関係であることが何より大切であると私は考えます。議会担当副知事に就任された落合副知事の議会に対する役割について、山口知事の見解を伺いたいと思います。

次に二番目、九州新幹線西九州ルートについてでございます。

一つ目は、「幅広い協議」に関する中間的な報告についてであります。

九州新幹線西九州ルートの新鳥栖-武雄温泉間の整備をめぐることは、主体的に解決すべき立場に

ないとする県と、国策として整備をしたい国の主張が平行線の状態が続いております。

一方、県議会では、令和二年九月定例会県議会において、国と幅広く議論ができるよう、環境影響評価の実施をはじめ、様々な可能性を想定しながら国交省と積極的な協議を要請する「九州新幹線西九州ルートに係る国との協議に関する決議」を賛成多数で私たちは可決いたしております。

県は、国との間で令和二年六月から「幅広い協議」を続けておられますが、何を話し合い、今どう膠着しているのか、どのような結果をもたらしているのか、先にどのような議論が必要かといった内容を議会と県民に、中間的な報告としてなすべきであると思うけれども、いかがでしょうか。

二つ目、国との本質的な議論についてであります。

そもそもこの問題の解決の方向性が今全く見えない中で、私にはこの協議は結果的に単なる時間を空費しているようにしか思えません。結果、政府及び与党と佐賀県の信頼関係の基盤をお互いに損なってきた気がしてなりません。しかし、状況は我がほうに分が悪いようでございます。

私も先輩方と同様、議長就任以来、知事とともに何度も本県の主要課題である道路整備に関する要望のために上京をしまりました。県民皆さんの切実なこれらの要望を真摯に受け止めていただきたいと、我がほうは政府に対して熱心にこれを訴え続けておりますが、実際は佐賀県一区選出の岩田和親先生のお力添え等も得て、佐賀道路及び有明海沿岸道路の整備については安定的に予算は確保できておりますが、それ以外の主要幹線道路、特に佐賀唐津道路の整備などは、新規も含めて一向に先に進んでいません。

特に佐賀空港の滑走路五百メートルの延長にしたって、三万人の利用客しかない高知空港が堂々の二千五百メートルに比べ、利用客二十万人を擁する佐賀空港の滑走路が二千メートルしかなく、これを五百メートル延伸するのに、お金は自分で都合つけますと言ってもなかなか許可が下るせないのは、確かに幾らか事情もあるのですが、そういうことなんだろうといぶかってしまいます。社交上、彼らは口にこそ出されませんが、あなたたちの要望は承知しました。そこで、改めて私たちの要望はどうなされるおつもりですかと当然問われているものと思います。

そういう意味では、新幹線の問題において、在来線の在り方や建設費負担の問題にこだわるあまり、道路、航路、空路といったほかの社会資本整備にもネガティブな影響をもたらしている、もしくはもたらしていくのではないかと、私は県民の代表の一人として深く憂慮しています。何せ国に依存する財源は本県財政の全体の四三・三％、二千三百二十三億円もあるのですから、東京や大阪、沖縄とは立場が違うはずであります。

先頃、本県が滑走路延伸に向けた環境アセスを実施する話を承りましたが、これは国の許可が下りたら直ちに事業を開始するための準備であり、国が新鳥栖-武雄温泉間についてアセスをしたいと願うのもまた、事業認可をおろすことができれば直ちに事業を開始するためのものであり、そのタイムラグを少しでもなくしたいと思う気持ちは、私たちと気持ちは一緒のはずであります。

ルートの問題もあって、アセスの許可をおろすのが簡単でないことは当然理解はできます。しかし、令和三年六月、山本幸三衆議院議員が九州新幹線西九州ルート検討委員会の長として、知事及び当時議長であった私の下にお伺いになりました。

その際、在来線の維持存続や利便性の確保、貸付料収入の算定期間の延長などによる貸付料財源の充実、県財政負担の特段の軽減、佐賀県からの地域振興策に関わる要望はしっかり受け止めると、書面にて当委員会の見解は確認いたしているはずであります。

私は、あの書面の四項目を基調に幅広く中身を詰めていく、それが「幅広い協議」の真の姿だと、あるべき姿だと思うし、その交渉担当者は、時には知事と鉄道局長、または知事と斉藤大臣というときもあるべきだと思うんです。

マスコミも入れたフルオープンなときもあれば、余人を介さず一対一、関係幹部のみでと言われるときもあるだろう。

現代の佐賀に生きる私たちは、多くのものを過去から、明治、大正、昭和、戦前、戦後に生きた先輩たちから譲り受けてまいりました。私たち現役世代もまた、私たちの子供たちに、新幹線や、高速道路や、空港設備など、すばらしい社会資本を彼らに送ってあげたいと思うんであります。

いかなる形になるにせよ、このままずるずると五年も十年もこの議論を引きずっていいわけではない

はずです。ルートの問題をはじめ、県が国と正面から向き合って本質的な議論を開始する、そうすべき時が来ていると思うのですが、知事の考えをお伺いしたいと思います。

三番目になります。発達障害についてであります。

これは少し説明的になって、少し長くなって大変恐縮ですけれども、聞いていただきたいと思います。私も、二十数年前から佐賀県の福祉行政には深く関わってまいりました。昨日も、武藤議員のほうから医療的ケア児の対応について真摯な質問とそのやり取りがございましたが、老人福祉と障害福祉の進捗はまだまだ必要とされる水準に達しているとは言えませんが、昔と比べると隔世の感があるようでございます。

しかし、昨日の質問でも言われているとおり、ひとり親家庭、特に双子とか、三つ子とか、多胎児のひとり親家庭の相対的貧困の問題であるとか、児童相談所にまつわる児童福祉の世界は今なお厳しい、本当に苦しい状況が続いております。

障害福祉の中でも特に発達障害や強度行動障害については、障害のメカニズムの多くが解明されていないということもあり、対処が極めて難しい。また、関係者は個別に疲弊しきっています。ですから、自己救済の申入れを政治や社会に訴えるも余力がほとんどありません、ないと見るべきです。ですから、潜在化し、結果、この障害に関する理解が今なお進んでいない状況に陥っております。

少し強度行動障害ということについて説明させていただきますが、まず、数についてです。

令和三年度に県が実施した強度行動障害の人数調査によると、県内で強度行動障害とされた方は全体で九百四十五人おられるということでございます。

どのような人がそうになっているかということ、知的障害が中程度から最重度の方、そして、その中で併せて自閉症の特徴が顕著な方の中から現れるようでございます。障害の内容とは、極端に言えば自傷、自分の腕をかみついたり、自分の爪を剥がしたり、極端な方の中には目を押さえて失明をしたり、他害、相手の眼底を骨折させたり、舌をかみ切ったり、異食、開腹手術を何度もするくらい食べ物でないものを食べたり、ほかに特徴的なことは幾らもありますが、個人によって障害となる行動の傾向性が異なっており、それらのことが著しく高い頻度で起こる。そのために特別に配慮された支援が必要になっている状態を強度行動障害という定義になっております。

そのそばにいる親、その傍らにいる兄弟、その人を取り扱う施設でケアする人たち、傍らにあってですから、それが度々の頻度で起こる。そういうことをなりわいとして、そういうことを人生の本丸として生きている人たちが現実に今この瞬間に生きていらっしゃる。発達障害、強度行動障害だけでも九百四十五人の人が、今いる。

中には、学校の教員のこの障害への理解が不十分なことが原因で、強度行動障害を引き起こしてしまったケースもあるやに伺っており、本人が苦しむのはもちろんですが、家庭や学校での生活で、家族、教員、ほかの児童生徒等、周囲に与える影響は極めて、極めて深刻で重い現代の福祉の課題だと言えると思います。

このような中、県、障害福祉課ということでございますけれども、多少遅きに失した感はありますが、令和五年度、本年度から新たに予算措置をして強度行動障害支援に関する専門部会を設けて、支援に係る情報共有や支援人材の育成などに取り組まれており、さらには県内の医療、福祉、学校などの現場で、強度行動障害児・者の支援に携わっておられる方を対象に、実践的な支援技術の向上や支援者間での連携強化を図るためのフォローアップ研修も今後開催されると伺っております。本当にありがたい、本当にありがたい、僕はすばらしい試しみだと、知事をはじめ関係職員に対し、関係者一同大変感謝をいたしております。

しかし、ここで私が問題としたいのは、学校での対応についてであります。

発達障害については、特に自閉症、注意欠陥多動性障害、学習障害といった障害のある児童生徒が小中学校の特別支援学級や通級指導教室といった学びの場で教育を受けており、そのような児童生徒の数はこの十年間で四倍にも増加し、それに伴って対応する教員の数も飛躍的に増加しているようでございます。

通常の小中学校の現場においても、現在、インクルーシブ教育システム構築のため、障害児と健常児が共に同じ教室、同じ学校で学び合うことを大切にするという仕組み、システム、それが全国的に

推奨されていて、本県でも推奨されている。

そういう特別支援教育の推進が求められている中で、学校の教員がそういった子供たちに対する適切な指導、支援の方法に苦慮するケースがとて増えていると伺っております。さきに申したとおり、この発達障害や強度行動障害については、障害のメカニズムの多くがまだ解明されていないということに起因しているわけです。

今後は、学校の教員に対し、発達障害、強度行動障害のある児童生徒への教育の方法や関わり方について学ぶ機会を与え、各学校に相談対応の柱となる教員を配置していく必要があります。そのためには、学校の教員も研修の一環として発達障害や強度行動障害に関する研修会に公的に参加するとともに、学校での発達障害対応の軸となる教員の育成や、発達障害への対応の熟度を上げるための研修の充実など、その体制の強化を早急に図っていかねばなりません。

そこで、次の点について伺います。

発達障害のある児童生徒への教員の対応の熟度を高めるため、教育委員会として体制強化にどのように取り組んでいくのか、教育長にお伺いします。

最後になります。有明海の再生に関する長崎県との協議についてということでございます。

現在、佐賀、長崎両県は、諫早湾干拓事業の開門問題に関する立場の相違から十分な意思の疎通や交流が行われておらず、お互いの課題を議論する場が実質的に失われていると考えています。

佐賀県では、鹿島市や太良町、白石町といった西南部地区において、赤潮発生頻発化の問題があります。一方、長崎県では、諫早エリアの水害防止対策といった地域の課題を抱えており、こうした諫早湾周辺の地域の課題を県全体の課題として両県が反発し合い、いがみ合い、今は本当にしれっとした、冷めた感じになっているように思いますが、そういった関係ではなくて、地域の課題を両県の共通課題として県同士で意見調整をし、その両県の合意を基に国に対して解決を求めていく、そのようなプロセスを構築するべきであると思います。

一方で、これまでの国の裁判の状況から判断してみても、私は司法の判断ではこの地域の問題を解決することができるとは到底考えられない。現在、本県が国に対して行っている要望は二つあります。一つは開門調査、もう一つは諫早湾内の内水の小さな排水についてであります。そもそもきれいな本明川の栄養塩とともに、湾周辺の盛んな漁業があったはずで、そこに諫早市内の水害対策のためとはいえ、湾内干拓地に対する用水確保のためとはいえ、富栄養化し、汚泥した水をまるで自然のこととしてただ流していいわけがない。浄化してから流してほしいと漁家の必死な訴えには必ず理があります。例えば、一回百万トンの排水を五十万トンずつ二回に分けて、さらに三十三万トンずつ、三回に分けて排水できるような運用に切り替えていくことは、司法によらずとも、両県が正面からこの問題に取り組めば必ず道は開けるのではないかと、私はそう思うのであります。

有明海の厳しい漁業環境を目の当たりにして、漁業者からの切実な声を聞くたびに、長崎県も本県も、両県胸襟を開いて話し合いを行い、意見をまとめ上げた上で、両県で政府に申入れを行うといった対応こそ、佐賀、長崎両県が果たすべき役割であると、私はそのように確信いたしますが、知事の御所見をお伺いいたします。

最後に、そもそも肥前の国の国庁は現在の佐賀市大和町にありました。後に肥前の国の国司として千葉県から千葉氏が赴任されて、その城は私の生まれた小城市に築城されております。長崎出島を防備する者は小城の藩士であり、江戸末期、フェートン号事件の折には多数の小城藩士が責任を取って割腹し、現在、日蓮宗九州総本山松尾山光勝寺に眠っておられます。

逆に長崎の出島の交易のおかげでシュガーロードが形成されて、小城羊羹や丸ぼうろの発展につながり、長崎に多くの佐賀藩士が遊学したからこそ、本県の医療は発展し、何より我が国に近代をもたらす維新の大業を達成したのであります。

両県はどちらが兄というのではなく、弟というのではなく、兄弟のような関係であります。近年、本県には不幸にも諫早湾干拓の問題、新幹線の問題等これありで、反目し、対立し、冷めた感じに、そんな立場になりました。しかし、このまま十年、二十年、いや五十年、百年と今のような関係が続いていけばいいはずはない。両県が互いに友情のあかしを示し合い、必ず時代の相克、地域の相克を越えて、いつか和解のときを迎えねばならないはずであります。長崎県も中村知事から若くてフレッシュな大石知事

に替わられて、いよいよよいタイミングのような気がしてなりません。諫早湾干拓に始まったこの問題の半ばを山口、大石両知事の力で解決に導いていくことを切に願って、私の質問を終わりにしたいと思います。御清聴いただきありがとうございました。（拍手）

Copyright © Saga Prefectural Assembly Minutes, All rights reserved.